

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防関係事務取扱要領

(令和5年3月1日 消防長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防条例(昭和47年気仙沼・本吉地域広域行政事務組合条例第15号。以下「条例」という。)の規定に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(法等による届出等)

第2条 次の第1号から第5号、第8号から第12号に掲げる届出等は、消防署長(以下「署長」という。)が、第6号及び第7号に掲げる届出は消防長が受理し、それぞれ2部提出するよう指導するものとする。ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

- (1) 防火防災管理者選任(解任)届出書(法第8条第2項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))
- (2) 統括防火防災管理者選任(解任)届出書(法第8条の2第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))
- (3) 防火対象物防災管理対象物管理権原者変更届出書(法第8条の2の3第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))
- (4) 自衛消防組織設置(変更)届出書(法第8条の2の5第2項)
- (5) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書(法第9条の3)
- (6) 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(法第17条の3の2)
- (7) 工事整備対象設備等着工届出書(法第17条の14)
- (8) 消防計画作成(変更)届出書(規則第3条第1項, 規則第51条の8第1項)
- (9) 全体についての消防計画作成(変更)届出書(規則第4条第1項(規則第51条の11の2において準用する場合を含む。))
- (10) 防火対象物点検結果報告書(法第8条の2の2第1項)
- (11) 防災管理点検結果報告書(法第36条第1項において準用する法

第8条の2の2第1項)

(12) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（法第17条の3の3）

2 署長は、前項第1号から第5号、第8号及び第9号の届出書を受理したときは、1部に届出済印（様式第1号）を押印し、提出者に交付するものとする。

3 消防長は、第1項第6号及び第7号の届出書を受理したときは、1部に届出済印（様式第1号の2）を押印し、提出者に交付するものとする。

4 署長は、第1項第10号から第12号の報告書を受理したときは、1部に受理済印（様式第2号）を押印し、提出者に交付するものとする。

（条例等による届出等）

第3条 次の第1号から第15号に掲げる届出等は署長が、第16号に掲げる届出は消防長が受理し、それぞれ2部提出するよう指導するものとする。ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

(1) 火災予防上必要な業務に関する計画提出書（条例第42条の3第2項）

(2) 防火対象物使用開始届出書（条例第43条）

(3) 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書（条例第44条）

(4) 急速充電設備・燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書（条例第44条）

(5) ネオン管灯設備設置届出書（条例第44条）

(6) 水素ガスを充填する気球の設置届出書（条例第44条）

(7) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（条例第45条）

(8) 煙火打上げ仕掛け届出書（条例第45条）

(9) 催物開催届出書（条例第45条）

(10) 水道断減水届出書（条例第45条）

(11) 道路工事届出書（条例第45条）

(12) 露店等の開設届出書（条例第45条）

(13) 少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い届出書（条例第46条）

(14) 少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い変更届出書（条例第46条）

(15) 少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書（条例第46条）

(16) 指定洞道等届出書（条例第45条の2）

2 署長は、前項第1号から第15号の届出書等を受理したときは、1部に届出済印（様式第3号）を押印し、提出者に交付するものとする。

3 消防長は、第1項第16号の届出書を受理したときは、1部に届出済印（様式第4号）を押印し、提出者に交付するものとする。

（訓練の通報）

第4条 規則第3条第11項（規則第51条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による消火訓練及び避難訓練の通報は、自衛消防訓練通知書（様式第5号）により署長が受理し、2部提出するよう指導するものとする。ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

2 署長は、前項の通知書を受理したときは、1部に届出済印（様式第1号）を押印し、提出者に交付するものとする。

（点検結果報告に係る是正指導）

第5条 署長は、法第8条の2の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）又は法第17条の3の3の規定による点検結果報告書の点検結果について、判定に不備、不良（改修済みであるものを除く。）が認められる場合は、各点検結果報告書と併せて点検結果に係る改修（計画）報告書（様式第6号。以下「改修報告書」という。）の提出を求めるものとする。

2 署長は、改修報告書の提出があった場合は、関係者に対して当該不備、不良事項の改修の履行を図るよう指導するものとする。

（建築同意等）

第6条 法第7条の規定による同意の処理は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合建築同意事務処理規程（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合平成19年2月27日告示第5号、以下、「同意処理規程」という。）によるほか、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 同意の審査の範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 消防法関係 全ての規定

(2) 火災予防条例関係 防火に関する規定

(3) 建築基準法関係 別表1に掲げる建築基準法及び建築基準法施

行令に係る審査事項

3 同意処理規程第9条に定める消防用設備等設置計画書（以下、「設置計画書」という。）に係る処理は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 設置計画書は消防長が受理し、2部提出するよう指導するものとする。
- (2) 副本には第2条第3項の届出済印を押印し、提出者に交付するものとする。
- (3) 設置計画書には無窓階算定に係る資料の添付を指導するものとする。
- (4) 設置計画書で令32条の取扱いをする場合は、第7条に規定する基準の特例適用申請書（様式第7号）を併せて提出するよう求めるものとする。
- (5) 設置計画書は、同意処理規程第9条に定めるほか、防火対象物の増築、改築等、必要に応じて関係者に提出を求めることができる。

（基準の特例）

第7条 次の各号の規定による基準の特例の申請は、消防長が受理し、基準の特例適用申請書を1部提出するよう指導するものとする。

(1) 条例第17条の3、条例第22条の2、条例第29条の6及び条例第34の3

(2) 令第32条

2 条例第36条の2の規定による基準の特例の申請は、署長が受理し基準の特例適用申請書を1部提出するよう指導するものとする。

3 消防長は、第1項の規定により申請があった場合は、申請内容の審査を行い、その結果を基準の特例適用結果通知書（様式第8号）により、申請者へ交付するものとする。

4 署長は、第2項の規定により申請があった場合は、申請内容の審査を行い、その結果を基準の特例適用結果通知書により申請者へ交付するものとする。

（解除承認の審査）

第8条 条例第23条第1項の規定による指定場所ごとの禁止行為の種類における解除承認の可否は、禁止行為の解除承認基準表（別表2）に

よるものとする。

(解除承認の期間)

第9条 条例第23条第1項の規定による解除承認の期間は、1年未満の範囲であって、当該行為に必要な期間とすること。ただし、次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認は、承認内容に変更が生じない限り、解除承認は継続され、新たな申請は必要ないものとする。

(1) 恒常的に火気使用設備器具等を使用する行為

(2) 恒常的に危険物品の持込みを行う行為

2 解除承認に係る承認内容の遵守状況については、立入検査時等に確認するものとする。ただし、レイアウト、テナントの変更等について認知した場合は、適宜現地確認をすること。

(解除承認の取消し)

第10条 署長は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、条例第23条第1項の規定による承認を取消すことができるものとする。

(1) 解除承認の基準に適合しなくなった場合

(2) 解除承認を受けた場所から火災が発生した場合

(3) 防火対象物又はその部分の事情変更により承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合

(4) 防火対象物又はその部分に法令違反が生じ、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合予防査察規程（令和2年気仙沼・本吉地域広域行政事務組合訓令第1号。）に基づく警告又は命令を受けることとなる場合

(5) その他署長が火災予防上好ましくないと認める場合

2 前項の承認は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該承認は失効するものとする。

(1) 承認を受けた者に変更が生じた場合

(2) 承認を受けた期間が過ぎた場合

(3) 承認を受けた場所が指定場所に該当しなくなった場合

3 署長は、第1項により承認を取消す場合は、禁止行為解除承認取消書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(がん具用煙火の規制範囲)

第11条 条例第23条第1項第2号及び条例第26条のがん具用煙火の規制

範囲の判断は、規制範囲確認表（別表3）によるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係） 建築基準法及び建築基準法施行令に係る審査事項

※ 法：建築基準法 令：建築基準法施行令

審査の要否 ○：審査が必要なもの，－：審査の必要のないもの

| 審査事項 | 関連条文 (主なもの) | 特 定 防 火 対 象 物 | 非特定防火対象物 | | | | 長屋 | 戸建住宅 |
|-------------|--|--|----------|-------|----|---|----|------|
| | | | 共同住宅等以外 | 共同住宅等 | | | | |
| | | | | 中高層 | 低層 | | | |
| 道路との関係敷地内通路 | 法35条(令128条) (敷地内の通路) | 令123条 令125条 | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| | 法35条(令128条の2) (大規模な木造等の建築物の敷地内における通路) | 令107条 令109条 令109条の2 令109条の3 令109条の5 | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| | 法43条 (敷地等と道路との関係) | 令116条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － |
| | 法44条 (道路内の建築制限) | 令145条 | － | － | － | － | － | － |
| 主要構造部の制限 | 法21条 (大規模の建築物の主要構造部) | 令46条 令107条 令107条の2 令109条 令109条の2 令109条の3 令109条の4 令109条の5 令109条の6 令109条の7 令115条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － |
| | 法22条 (防火地域又は準防火地域の屋根) | 法24条 令109条の8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 法23条 (外壁) | 令109条の9 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 法25条 (大規模の木造建築物等の外壁等) | 令108条 令109条の7 令109条の8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 法27条 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物) | 令107条 令107条の2 令109条 令109条の2 令109条の3 令110条 令110条の2 令110条の3 令110条の4 令110条の5 令115条の4 令116条 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

| | | | | | | | | |
|------------|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法35条の3 (無窓の居室等の主要構造部) | 令107条 令108条の2 令111条 | ○ | ○ | — | — | — | — |
| | 法61条 (防火地域及び準防火地域内の建築物) | 令107条 令107条の2 令108条 令108条の2 令109条 令109条の2 令109条の3 令136条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 法62条 (防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根) | 令136条の2の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 主要構造部の構造制限 | 法63条 (隣地境界線に接する外壁) | 令107条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防火区画等 | 法26条 (防火壁等) | 令107条 令113条 令115条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| | 法36条(令112条) (防火区画(面積区画)) | 法21条 法27条 法61条 令107条 令107条の2 令108条 令108条の2 令109条 令109条の2 令109条の3 令109条の5 令110条 令110条の2 令110条の3 令115条の3 令136条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| | 法36条(令112条) (防火区画(竪穴区画)) | 令107条 令107条の2 令108条の2 令109条 令109条の2 令136条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| | 法36条(令112条) (防火区画(異種用途区画)) | 法27条 令107条 令107条の2 令108条 令108条の2 令109条 令109条の2 令109条の5 令110条 令110条の2 令110条の3 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--|---|---|---|---|---|---|
| | 法36条(令114条) (建築物の界壁, 間仕切壁及び 隔壁) | 令107条 令107条の2 令112条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 廊 下 | 法35条(令119条) (廊下の幅) | | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 階 段 | 法35条(令120条) (直通階段の設置) | 令107条 令107条の2 令108条の2 令116条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| | 法35条(令121条) (2以上の直通階段を設ける 場合) | 令107条 令107条の2 令108条の2 令123条 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| | 法35条(令121条の2) (屋外階段の構造) | 令107条の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| | 法35条(令122条)(避難階段の 構造) | 令123条 令107条 令107条の2 令108条の2 令109条 令109条の2 令112条 令126条 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| | 法35条(令124条) (物品販売業を営む店舗にお ける避難階段等の幅) | 令123条 令126条 | ○ | / | / | / | / | / |
| | 法36条(令23条) (階段及びその踊り場の幅並 びに階段のけあげ及び踏面の 寸法) | 令120条 令121条 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| | 法36条(令24条) (踊場の位置及び踏面) | | ○ | ○ | — | — | — | — |
| | 法36条(令25条) (階段及びその踊場の手すり) | | — | — | — | — | — | — |
| 法36条(令26条) (階段に代わる傾斜路) | | — | — | — | — | — | — | |
| 出 入 口 | 法35条(令118条) (客席からの出口の戸) | | ○ | — | / | / | / | / |
| | 法35条(令125条) (屋外への出口) | 令120条 令124条 | ○ | ○ | — | — | — | — |
| | 法35条(令125条の2) (屋外への出口等の施錠装置 の構造等) | 令123条 | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 屋上広場 | 法35条(令126条) (屋上広場等) | | ○ | ○ | ○ | — | — | — |
| 内装制限 | 法35条の2 (特殊建築物等の内装) | 令128条の3の2 令128条の4 令128条の5 | ○ | ○ | ○ | — | — | — |

| | | | | | | | | |
|-----------|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 非常用の昇降機 | 法34条2項 (非常用の昇降機) | 令129条の6 令129条の7 令129条の13の2 令129条の13の3 | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| 排煙設備 | 法35条(令126条の2) (排煙設備の設置) | 令126条の3 令107条 令107条の2 令108条の2 令109条 令109条の2 令112条 令115条 令116条の2 令129条の2の4 | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| 非常用の照明装置 | 法35条(令126条の4) (非常用の照明装置の設置) | 令126条の5 令116条の2 | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| 非常用の進入口 | 法35条(令126条の6) (非常用の進入口の設置) | 令126条の7 令129条の13の2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地下街 | 法35条(令128条の3)(地下街) | 令23条 令108条の2 令109条 令109条の2 令112条 令126条の2 令126条の3 令126条の4 令126条の5 令129条の2の4 | ○ | | | | | |
| 簡易な構造の建築物 | 法84条の2 (簡易な構造の建築物に対する制限) | 令136条の9 令136条の10 | ○ | ○ | | | | |
| その他 | 法40条(条件附加) | | | | | | | |

〔備考〕

- 1 「特定防火対象物」とは、建築物であって消防法第17条の2の5第2項第4号に定める防火対象物をいう。
- 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。
- 3 「共同住宅等」とは、建築物であって消防法施行令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物をいう。
- 4 「共同住宅等以外」とは、非特定防火対象物のうち、共同住宅等以外のものをいう。
- 5 共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が3を超えるものをいう。
- 6 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が3以下のものをいう。
- 7 「長屋」とは、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋をいう。
- 8 「戸建住宅」とは、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のいずれにも属さない戸建ての住宅をいう。
- 9 関連条文は、審査事項を審査するうえで必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、審査事項によっては、これらの規定以外の規定が必要な場合もある。

別表2（第8条関係）

禁止行為の解除承認基準表

| 指定場所 | | 禁止行為の種類 | | |
|------------------------------------|-----------------------|----------------------------------|------|-------------|
| | | 喫煙 | 裸火 | 危険物品 持込み |
| 劇場，映画館，演芸場 観覧場 | 舞台 | ○ | ○ | ○ |
| | 客席 | × 注1 | ○ | ○ |
| | 公衆の出入りする部分 | / | / | ○ |
| 公会堂，集会場 注2 | 舞台 | ○ | ○ | ○ |
| | 客席 | × 注3 | ○ | ○ |
| | 公衆の出入りする部分 | / | / | ○ |
| キャバレー，カフェー，ナイト クラブ，ダンスホール，飲食店 | 舞台 | ○ | ○ | ○ |
| | 公衆の出入りする部分 注4 | / | / | ○ |
| 百貨店，マーケット，その他の 物品販売業を営む店舗 注5 | 売場 (食堂の部分を除く) | × 注6 | ○ | ○ |
| 映画スタジオ，テレビスタジオ | 撮影用セットを設ける部分 | ○ | ○ | ○ |
| 屋内展示場 | 公衆の出入りする部分 | × 注6 | ○ | ○ |
| ホテル，旅館，宿泊所 | 演劇等を行う部分 | 注7 | | |
| 重要文化財等 | 建築物の内部 | 住居，神事，仏事等で 日常的に裸火等を使用 する部分 | / | / |
| | | 上記以外の部分 | ○ 注8 | ○ 注8 |
| | 建築物の周囲 | ○ | ○ | ○ |
| 車両の停車場，船舶の発着場 | 旅客の乗降，待合の用に供する 建築物 | / | / | ○ |

備考 「○」は解除承認が可能な場所，「×」は解除承認が不可能な場所，「/」は規制を受けない場所を示す

注1 屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席は規制対象外

注2 地域の集会場で利用者が限定されるものは規制対象外

注3 喫煙設備のある客席は規制対象外

注4 飲食店等の公衆の出入りする部分の床面積の合計が100㎡以上のものに限る

注5 延べ面積が1500㎡以上のものに限る

注6 喫煙所は規制対象外

注7 演劇(催物)等が行われる部分の実際に使用する用途により各指定場所の区分に従う

注8 飲食店，宿泊等の営業を営む場所については規制対象外

別表3 (第11関係)

がん具用煙火に係る規制

| | 条例第23条 (百貨店等の場合) | 条例第26条 |
|-------|---|--|
| 規制概要 | 指定場所となる百貨店等 (延べ面積が1,500㎡以上のもの※1) に火薬類又はがん具用煙火を持ち込む行為を危険物品持込みとして規制している。 | がん具用煙火の消費, 貯蔵, 取扱いについて規制している。 |
| 規制場所 | 売場※2 | 【消費】 可燃物や危険物等の近くの場所等 (屋内及び屋外) 【貯蔵及び取扱い】 炎, 火花又は高温体の近くの場所 (屋内及び屋外) |
| 必要な措置 | 売場には, 火薬類を持ち込むことはできない。 ただし, 火薬類のうち, がん具用煙火を陳列販売する目的で売場に持ち込む場合は, 総薬量が25kg以下であれば, 持ち込むことができる。※3 なお, 総薬量には, 売場として取り扱われた場合のストック場等の在庫保管品も含まれる。 | 【消費】 消費することはできない。 【貯蔵及び取扱い】 総薬量ごとに下記に掲げる措置をとる必要がある。 ●総薬量が5kg未満の場合※4 炎, 火花又は高温体との接近及び直射日光を避けて, 保管すること。 ●総薬量が5kg以上25kg以下の場合※4 炎, 火花又は高温体との接近及び直射日光を避けるとともに, ふたのある不燃性の容器に入れる又は防災処理を施した覆いをして, 保管すること。 |

※1 1,500㎡未満の店舗等は, 禁止行為の解除承認申請を要せずに販売できる。

※2 売場の範囲は, 下記に該当する部分とする。

- (1) 物品を陳列し, 販売するすべての部分及び当該部分間の通路 (以下, 「陳列・販売部分」という。)
- (2) 陳列・販売部分に隣接するストック場及び荷さばき場
- (3) 陳列・販売部分に隣接する食料品の加工場
- (4) 陳列・販売部分に隣接する美容室, 理容室, 写真室及び各種教室等
- (5) 階段, エスカレーター, エレベーター, 休憩所, 手荷物一時預かり所及び店内案内所等

※3 陳列・販売部分の総薬量は5kg未満とする。(1,500㎡未満の店舗等も同様)

※4 クラッカーボールについては, 「総薬量が5kg未満の場合」を「総薬量が1kg未満の場合」に, 「総薬量が5kg以上25kg以下の場合」を「総薬量が1kg以上5kg以下の場合」にそれぞれ読み替える。

※5 「火薬庫等の設置等が必要」となる総薬量の判断については, 建物内の総薬量の合算で判断する。

様式第1号(第2条, 第4条関係)

| | | | | |
|------|------|--------|---|---|
| 3 cm | 消防法第 | の規定による | | |
| | 届 | 出 | 済 | |
| | | 年 | 月 | 日 |
| | | 消防署長 | | |
| | 6 cm | | | |

様式第1号の2(第2条関係)

| | | | | |
|------|-------------------------|--------|---|---|
| 3 cm | 消防法第 | の規定による | | |
| | 届 | 出 | 済 | |
| | | 年 | 月 | 日 |
| | 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部消防長 | | | |
| | 6 cm | | | |

様式第2号(第2条関係)

| | | | | | |
|------|-------|---|---|---|------|
| 4 cm | 受 | 理 | 済 | | |
| | 次回報告は | 年 | 月 | 日 | です |
| | | 年 | 月 | 日 | |
| | | | | | 消防署長 |
| | 6 cm | | | | |

様式第3号(第3条関係)

| | | | | |
|------|---------|--------|---|---|
| 3 cm | 火災予防条例第 | の規定による | | |
| | 届 | 出 | 済 | |
| | | 年 | 月 | 日 |
| | | 消防署長 | | |
| | 6 cm | | | |

様式第4号(第3条関係)

| | | | | |
|------|---------------------|--------|---|---|
| 3 cm | 火災予防条例第 | の規定による | | |
| | 届 | 出 | 済 | |
| | | 年 | 月 | 日 |
| | 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防長 | | | |
| | 6 cm | | | |

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
消 防 署 長 様

関係者 職
氏 名
住 所
電 話

点検結果報告に係る改修（計画）報告書

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
年 月 日に報告した 防火対象物点検結果報告書 に
防災管理点検結果報告書

係る不備・不良事項について改修及び計画の状況を次のとおり報告します。

| 対 象 物 | 所 在 地 | | | |
|---------------|-------|---|-----|-----|
| | 名 称 | | | |
| 不 備 ・ 不 良 事 項 | 年 | 月 | 日 | 摘 要 |
| | 改 | 修 | 計 画 | |
| | | | | |

- 備考
- 1 各点検結果報告書と併せて提出してください。
 - 2 関係者の氏名は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入してください。
 - 3 年月日欄の改修には、既に行った改修の日付を記入してください。
 - 4 年月日欄の計画には、これから行う予定の改修の日付を記入してください。
 - 5 摘要欄には、不備・不良事項に対する改修内容を記入してください。

様式第6号(2)(第5条関係)

| 不備・不良事項 | 年 | 月 | 日 | 摘要 |
|---------|---|---|----|----|
| | 改 | 修 | 計画 | |
| | | | | |

様式第7号（第6条関係）

| | | | |
|--|---------------------------|---|---|
| <p>基準の特例適用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（消防本部） 消防長（消防署長） 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>下記のとおり基準の特例規定の適用を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | | |
| | 名称 | | |
| | 用途 | 政令別表第一 | 項 |
| | 構造・規模 | 耐火・準耐火・その他 地上 階 地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ² | |
| 特例等適用対象等 | 消防用設備等 | <input type="checkbox"/> 消防法施行令第32条 | |
| | 火気使用設備 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第17条の3 | |
| | 火気使用器具 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第22条の2 | |
| | 住宅用防災警報器等 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第29条の6 | |
| | 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱い | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第34条の3 | |
| | 劇場等の客席 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第36条の2 | |
| 申請事項及び理由等 | | | |
| ※ 受付欄 | | ※ 経過欄 | |
| | | | |

- 備考 1 防火対象物の位置図，配置図，平面図，立面図等その他必要な資料を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

基準の特例適用結果通知書

年 月 日

様

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（消防本部）

消防長（消防署長）

年 月 日付けで申請のあった 消防法施行令第32条 火災予防条例第○条の○ の
 特例規定の適用については、以下のとおりです。

記

| | | | | | |
|-----------------------|-------|------------|--------|---|----|
| 防 火 対 象 物 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 用途 | | 政令別表第一 | 項 | |
| | 構造・規模 | 耐火・準耐火・その他 | 地上 | 階 | 地下 |
| | 建築面積 | ㎡ | 延べ面積 | ㎡ | |

| | | |
|----------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 特例等適用対象等 | 消防用設備等 | <input type="checkbox"/> 消防法施行令第32条 |
| | 火気使用設備 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第17条の3 |
| | 火気使用器具 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第22条の2 |
| | 住宅用防災警報器等 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第29条の6 |
| | 指定数量未満の危険物及び 指定可燃物の貯蔵及び取扱い | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第34条の3 |
| | 劇場等の客席 | <input type="checkbox"/> 火災予防条例第36条の2 |

申請事項及び理由等

条件等

当該対象物の位置，構造，設備及び使用形態等を変更した場合は、
 消防法令 の基準に適合させること。
 火災予防条例

申請事項について 消防法施行令第32条 火災予防条例第○条の○ の特例規定を適用 する しない ことを通知する。

第 号

年 月 日

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（消防本部）

消防長（消防署長）

様式第9号(第10条関係)

気本広消 第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
消防署長

禁 止 行 為 解 除 承 認 取 消 書

年 月 日に承認した禁止行為の解除承認については、下記の理由によりこれを取り消します。

記

理 由